

お知らせ 児童扶養手当・特別児童扶養手当制度のご案内

問い合わせ 子育て応援課子育て応援担当(1階⑥番窓口)

児童扶養手当

所得制限額内にある父子または母子家庭、父または母が一定の障がいの状態にある家庭や養育者に支給される手当で、児童が18歳到達後の最初の3月31日まで受けることができます。
※児童が一定の障がいの状態にある場合は20歳までです。

手当を受けられる人

- 次のいずれかに該当する児童を育てている父・母・養育者
- 父母が離婚した児童
- 父または母が死亡した児童
- 父または母が一定の障がいの状態にある児童
- 父または母が生死不明である児童
- 父または母に1年以上遺棄されている児童
- ※離婚調停や審判の係争中で婚姻関係が継続している場合でも、「父または母による現実の扶養を期待することができないと判断される場合」は、遺棄に該当するなど、事実関係を総合的に判断します。
- 父または母が裁判所からDV(ドメスティックバイオレンス)防止法の保護命令を受けた児童
- 父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
- 母が婚姻によらないで産まれた児童

手当を受けられない場合

- 申請する人や児童が日本国内に住所を有しないとき
- 児童が児童福祉施設等に入所しているとき
- 婚姻届を提出していないが、事実上婚姻関係と同様の状況にあるとき

ひとり親家庭のための相談会を開催しています。詳しくは、12ページをご覧ください。

特別児童扶養手当

手当を受けられる人

精神または身体に一定の障がいのある20歳未満の児童を育てている人

手当を受けられない場合

- 申請する人や児童が日本国内に住所を有しないとき
- 児童が児童福祉施設等に入所しているとき
- 児童が障がいによる公的年金を受けることができるとき

支給月と月額手当額

年に3回、4月(12～3月分)、8月(4～7月分)、11月(8～11月分)に支給されます。
○1級…5万5,350円 ○2級…3万6,860円

必要書類等

- 申請する人と児童の戸籍謄本
- 通帳(申請する人の名義)
- 申請する人と児童のマイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード
- 申請する人と児童の健康保険被保険者証(ひとり親家庭等医療費支給制度の申請に使用)
- ※離婚した人は離婚届受理証明書で仮受け付けができます。
- ※その他、状況により必要な書類があります。

支給月と月額手当額

年に6回、5月(3月・4月分)、7月(5月・6月分)、9月(7月・8月分)、11月(9月・10月分)、1月(11月・12月分)、3月(1月・2月分)に支給されます。

子どもの人数	全部支給	一部支給 (所得に応じて決定)
1人の場合	4万5,500円	4万5,490円～1万740円
2人目加算額	1万750円	1万740円～5,380円
3人目以降加算額	6,450円	6,440円～3,230円

※申請する人やその配偶者および同居等生計を同じくしている扶養義務者の所得により、手当の支給に制限があります。

現在認定されている人へ

毎年8月に現況届を提出する必要があります。支給要件を確認するための大切な手続きです。提出しない場合、支給が差し止められます。なお、受給者に通知を送付しています。

申請手続き

障がいの状態によって提出する書類が変わります。詳しくは、担当にお問い合わせください。

現在認定されている人へ

毎年8月に所得状況届を提出する必要があります。支給要件を確認するための大切な手続きです。提出しない場合、支給が差し止められます。なお、受給者に通知を送付しています。



お知らせ 10月から児童手当の制度が変わります

問い合わせ 子育て応援課子育て応援担当(1階⑥番窓口)

制度改正により通知を送付しています。まだ届いていない場合は、担当までご連絡ください。

	令和6年9月まで	令和6年10月から
支給対象	15歳到達後最初の3月31日まで	18歳到達後最初の3月31日まで
所得制限	有り	無し
第3子以降の 算定対象	18歳到達後最初の3月31日まで	22歳到達後最初の3月31日まで ※親等の経済的負担がある場合で「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です。
手当月額	○3歳未満 1万5,000円 ○3歳～小学生 第1子・第2子 1万円 第3子以降 1万5,000円 ○中学生 1万円 ○特例給付 5,000円	○3歳未満 第1子・第2子 1万5,000円 第3子以降 3万円 ○3歳～18歳到達後最初の3月31日 第1子・第2子 1万円 第3子以降 3万円
支給月	2・6・10月(年3回)	2・4・6・8・10・12月(年6回)
支払通知書	支払月、都度発送	廃止

※公務員の人は勤務先で手続きしてください。申請者は保護者のうち、所得が高い人となります。

※制度改正後、最初の支払いは、12月10日(火)です。

手続きが必要な人

- 現在、児童手当・特例給付を受給していない人(所得上限額超過により、手当の受給資格を喪失した人・中学生以下の子どもを監護・養育しておらず、高校生年代の子どものみ監護・養育している人)
- 本年度19歳から22歳となる子ども(親等の経済的負担がある場合)から年齢順に第1子、第2子と数え、高校生以下の子どもが第3子目以降となる人
- 監護・養育している子どもと別居している人

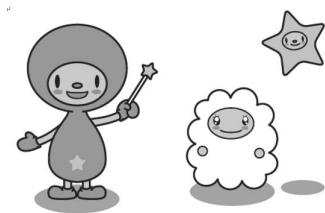
受付期間 9月20日(金)まで

持ち物 通知に記載されている必要書類、顔写真付き身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証等)

提出方法 郵送または直接担当へ

手続きが不要な人

- 現在、手当を受給中で高校生年代以下の子どもを養育している人
- 監護・養育している高校生年代の子どもが、算定児童として登録されている人(高校生年代の子どもが同世帯に住民票がある、または別居しているが別居監護申立書を提出済の人)



文化体育館「ひだかアリーナ」 指定管理者 コナミスポーツ・毎日興業グループ ☎042-985-2090		開館時間 午前9時～午後9時 休館日 8月5日(月)・19日(月) 9月2日(月)・17日(火)	
---	--	--	--

■楽しいバドミントン教室！！

期日 8月～9月の毎週金曜日(9月6日・20日を除く)
時間 午後5時15分～6時45分
対象 小学生～中学生
費用 9,660円(税込み)
持ち物 館内シューズ、タオル、飲み物

■大人も楽しもう！HIPHOPダンス教室！

期日 8月～9月の毎週金曜日(8月2日・30日を除く)
時間 午後7時～8時
対象 16歳以上
費用 6,440円(税込み)
持ち物 館内シューズ、タオル、飲み物